

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成29年3月9日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第152号証

証拠の標目	活断層詳細デジタルマップ（抜粋） [表紙，2頁，奥付，該当図]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成14年5月20日
作成者	中田高，今泉俊文
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、「新編 日本の活断層」（甲A22）について、より新しい知見に基づき、断層変位地形の有無と活動時期をより厳密に検討することによって、活断層とそうでないものの認識を明確にしたものである。</p> <p>本書証によって、富来川南岸断層が活断層として図示されていないこと（準備書面(28)第2の1（7頁））を明らかにする。</p>

乙B第153号証

証拠の標目	日本の海成段丘アトラス（抜粋） [解説書の表紙，同まえがきiii頁，同奥付，CD-ROM収録図の該当図]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成13年6月22日
作成者	小池一之，町田洋
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は，海成段丘を垂直的地殻変動の基準にして，日本列島の第四紀後半の地殻変動史に関する詳しい研究をまとめたものであり，解説書，2枚の付図及び3枚のCD-ROMからなっている。</p> <p>本書証によって，付図及びCD-ROMに収録された図には，富来川南岸断層は図示されていないことから，小池・町田（2001）（本書証）は，富来川南岸断層の位置に活断層が存在するとはしておらず（換言すれば，富来川南岸断層なる活断層は存在しないとしている。），むしろ，同断層は将来活動する可能性のある断層等ではないとする被告の主張を裏付けるものであること（準備書面(28)第2の1（7頁），第3の2(2)（22頁），別図10（64頁））を明らかにする。</p>

乙B第154号証

証拠の標目	能登半島沿岸の海食崖に分布する微地形の形状と成因
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年5月26日
作成者	小林航ほか
立証趣旨	<p>本書証は、能登半島沿岸の海食崖に分布する窪み状の地形について、その成因を解明することを目的として、崖面の3Dレーザースキャナー測量を行い、詳細な三次元データを取得し、当該崖面を解析するとともに、地質調査や試料のXRD（X線回折）分析を実施した結果を取りまとめたものであり、平成27年5月26日、日本地球惑星科学連合2015年大会において発表されたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを立証する。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に、塩類風化由来の窪みは、端部（上端及び横端）が底状に突き出て、窪みの表面（内壁）に白色物質（石膏）が析出するという特徴を有するのに対し、ノッチは、窪みの開口部が水平方向に連続し、開口部の横幅が縦幅よりも大きいという特徴を有していることから、ノッチの認定に当たっては、窪みの形状が判断の基準となること（準備書面(28)第2の3(3)ア（15頁）） ・富来川南方の海岸部において、塩類風化由来の窪みは様々な高度（概ね標高0ないし20メートル程

度)で随所に分布するのに対し、ノッチはほぼ同じ高度で分布することが確認されていること(準備書面(28)第2の3(3)イ(15頁),別図7(61頁))

- ・立石意見書(甲A76)が、「13.6m」とする窪み及び「9.2m」とする窪みは、いずれもノッチとは形状が異なり(ノッチは開口部が水平方向に連続し、横幅が縦幅よりも大きい。),これらの窪みはいずれもノッチではなく塩類風化由来のものであり、過去の海水面の高さの推測に用いることはできないこと(準備書面(28)第3の3(4)イ(43頁),別図11(65頁))

乙B第155号証

証拠の標目	能登半島西岸の離水波食地形を用いた旧汀線高度の検討
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年5月23日
作成者	小林航ほか
立証趣旨	<p>本書証は、能登半島西岸において、波食作用によって形成された地形のうち、古い時代に形成され昔の海水面の高さを示すと考えられるものに注目して詳細な調査を実施した結果を取りまとめたものであり、平成28年5月23日、日本地球惑星科学連合2016年大会において発表されたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富来川の右（北）岸に位置する千ノ浦から左（南）岸に位置する小浦にかけて、富来川を挟んでノッチが分布するところ、それらから推測することができるかつての海水面の高さはいずれも2メートル前後であり、それより高い位置にノッチは認められないこと（準備書面(28)第2の3(3)イ（15, 16頁）、別図8（62頁）） ・ 詳細な調査を実施した結果、領家港には二つのノッチが確認される場所、それらから推測される当時の海水面の高さは2.28ないし2.49メートルであること（準備書面(28)第3の3(4)ウ（44頁）、

	別図8 (62頁)
--	-----------

乙B第156号証

証拠の標目	<p>原子力なんでもQ&A50 原子力発電所は地震で壊れないのですか</p> <p>(エネルギーレビュー2016年10月号所収)</p> <p>[48, 49頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年9月20日
作成者	岡本孝司
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した岡本孝司・東京大学大学院教授が、原子力発電所の耐震設計について論じたものである。</p> <p>本書証によって、原子力発電所の耐震設計においては、基準地震動を超える地震動に対しても安全上の余裕が確保されているとされていること（準備書面(28)第3の4(5)イ(52, 53頁): 本書証48頁)を明らかにする。</p>

乙B第157号証

証拠の標目	<p>原発“活断層ドミノ”を招く「変動地形学」の異常震源</p> <p>(エネルギーフォーラム2013年3月号所収)</p> <p>[36ないし39頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年3月1日
作成者	山崎康志
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の構成等に関する記事である。</p> <p>本書証によって、本件有識者会合のメンバーである藤本光一郎氏の専門分野が、破碎帯ではなく断層岩であること(準備書面(29)第2章第2の1(9頁):本書証37頁)を明らかにする。</p>

乙B第158号証

証拠の標目	<p>大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第1回評価会合（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000049910.pdf よりダウンロード）</p> <p>[表紙，38頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年11月4日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は，平成24年11月4日に開催された，関西電力大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第1回評価会合の議事録である。</p> <p>本書証によって，同会合のメンバーである岡田篤正・京都大学名誉教授（活断層学）が，「私はトレンチの中だけを見るんじゃなくて、こういうところを見ながら、あるいはボーリングデータがあるなら確認して、両側はどうだと、そういう、やや広い目で物事を見ないと、全体像というか、そういうのはわからないということですね。私はそういうふうに見てきたし、学生にも指導してきましたけれども。局所的な現象だけで、非常に先走って結論づけたりなんかするのは危険だというか、そういうふうに思いました。」として，地質・地形等の分野においては，一箇所のトレンチといった局所的な現象のみに捉われず，断層の全</p>

	体像等を把握し，それらのデータを総合的に判断する必要があると指摘していること（準備書面(29)第2章第2の2（10頁）：本書証38頁）を明らかにする。
--	---

乙B第159号証

証拠の標目	<p>大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 (第5回評価会合)(抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000049914.pdf よりダウンロード) [表紙, 23頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年8月19日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成25年8月19日に開催された、関西電力大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、同会合のメンバーである岡田名誉教授が、「データをちゃんと、科学者だと出さないといけないと思うんですよ。」として、地質・地形等の分野においては、実証的なデータ(根拠)を示した上で、それらのデータを総合的に判断する必要があると指摘していること(準備書面(29)第2章第2の2(10頁):本書証23頁)を明らかにする。</p>

乙B第160号証

証拠の標目	<p>大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第2回評価会合（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000049911.pdf よりダウンロード）</p> <p>[表紙, 34, 35頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年11月7日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成24年11月7日に開催された、関西電力大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第2回評価会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、同会合のメンバーであり、本件有識者会合のメンバーでもある重松紀生氏が、「私も構造探査とかの専門ではないので、わかりませんが、検層の一つで、VSP検層と言われている検層があるかと思うんですよ。」と述べ、VSP探査をはじめとする構造探査の専門家ではないことを認めていること（準備書面(29)第3章第3（28頁）：本書証35頁）を明らかにする。</p>

乙B第161号証

証拠の標目	<p>I O J だより 第 6 8 号</p> <p>(N P O 法人日本の将来を考える会ウェブサイト http://ioj-japan.sakura.ne.jp/xoops/download/iojtayori_68.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 2 5 年 4 月 2 2 日
作 成 者	N P O 法人日本の将来を考える会
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、原子力安全規制のあり方等に関するニュースレターである。</p> <p>本書証によって、「断層変位に関して、断層変位の専門家である谷委員（地盤工学）が長年にわたる自らの豊富な研究実績に基づいて（略）主張されているのに、断層変位に関して専門でない建築分野の和田委員等が（略）一般的な後ろ向きコメントで議論の腰を折り、その流れを引き取って島崎委員が（略）結論付けている。それぞれの分野の専門家がいながら、専門家の見解を無視して専門外の委員の意見を結論に持っていく島崎委員の会議運営は、公平性に欠けるだけでなく意図的と言わざるを得ず、偏った議事進行が行われている証左だと指摘したい。」として、和田章氏は断層変位の専門家ではないと指摘されていること（準備書面(29)第4章第2の2（32頁））を明らかにする。</p>

乙B第162号証

証拠の標目	<p>谷委員コメント</p> <p>(原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000050741.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年3月29日
作成者	谷和夫
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成25年4月5日に開催された「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」第12回会合に提出された、地盤工学の専門家として断層変位等の研究を行っている谷和夫・防災科学技術研究所研究員のコメントである。</p> <p>本書証によって、谷氏が、「現在の骨子案（震基9-2-2）の内容（施設の要求性能に無関係に、想定される断層変位がどんなに小さくても、将来も活動する可能性あれば立地を制限）は、当該分野（岩盤工学）の専門家（検討チーム内のメンバーでは私のみ、検討チーム外ではパブリックコメントをした多数の岩盤工学の専門家）が異口同音に不適切な規定であると指摘している。多くの専門家の指摘を無視した規定は修正されるべきである」として、和田章氏の主張は科学的根拠を欠くと指摘していること（準備書面(29)第4章第2の2（32, 33頁）：本書証1頁）を明らかにする。</p>

乙B第163号証

証拠の標目	<p>原子力なんでもQ&A37 断層変位によるストレス テスト (エネルギーレビュー2015年9月号所収) [56, 57頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月20日
作成者	岡本孝司
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した岡本孝司・東京大学大学院教授が、原子力発電所の地盤等に係る安全性について論じたものである。</p> <p>本書証によって、地形学、地質学、地球物理学、地震学、地盤工学、耐震工学、構造工学、原子力安全工学等の専門家により原子力発電所に対する断層変位（ずれ）の影響が評価されていること（準備書面(29)第4章第2の2（33頁）：本書証56, 57頁。乙B114の39頁も参照）を明らかにする。</p>

乙B第164号証

証拠の標目	原子力規制委に欠ける「公権力の行使」の自覚 (エネルギーフォーラム2015年3月号所収) [40ないし43頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月1日
作成者	東田八幡
立証趣旨	本書証は, 環境法研究者である筆者が, 原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合について論じたものである。 本書証によって, 以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会合は, 法的位置付けが明らかでないこと (準備書面(29)第4章第3の2(1)(34頁): 本書証40, 41頁) ・法的根拠のない有識者会合による評価書の取りまとめが新規制基準適合性審査に前置されるかのような取扱いがされていたことは, 適正手続の観点から問題があると指摘されていること(準備書面(26)第4章第1の2(1)(22頁): 本書証40, 41頁) ・有識者会合のピア・レビュー会合は「再評価」しない, すなわち評価書案の結論を変更しないものとされていたこと(準備書面(29)第4章第3の2(1)(34頁): 本書証42, 43頁)

乙B第165号証

証拠の標目	<p>原子力安全規制の継続的改革を目指して～原子力規制制度と組織の在り方に関する研究～</p> <p>(エネルギー総合工学研究所ウェブサイト http://www.iae.or.jp/wp/wp-content/uploads/2015/07/NuclearRegulation20150717_r.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月
作成者	一般財団法人エネルギー総合工学研究所
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、原子力安全規制のあり方等に関する研究報告書である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、「法令に基づかない私的諮問機関」であると指摘されていること（準備書面(29)第4章第3の2(1)(34頁)：本書証9, 10, 29頁)を明らかにする。</p>

乙B第166号証

証拠の標目	<p>原子力発電は「再生」する37 原子力規制委員会専門家調査団の「暴走」を斬る</p> <p>(月刊THEMIS2015年1月号所収)</p> <p>[84, 85頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月1日
作成者	株式会社テーマス
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合に関する記事である。</p> <p>本書証によって、有識者会合は、「検察官が裁判官を兼ねたような組織」であり、事業者の意見書等を「真摯に受け止め、その内容を吟味し、自らの有識者会合の分析と精緻に対照、分析した様子はみられない。」として、有識者会合においては、事業者に対し反論の機会を与えるなどの適正手続が保障されていないと指摘されていること(準備書面(29)第4章第3の2(1)(34頁):本書証84, 85頁)を明らかにする。</p>

乙B第167号証

証拠の標目	意見の排除や議事録改ざん 原子力規制委の不正を糾す (エネルギーフォーラム2015年4月号所収) [40ないし42頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月1日
作成者	東田八幡
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、環境法研究者である筆者が、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合について論じたものである。</p> <p>本書証によって、有識者会合のピア・レビュー会合は「評価や調査を全部やり直すような見直し」は行わず、評価書案の結論を変更しないものとされていたこと（準備書面(29)第4章第3の2(1)(34頁): 本書証40頁)を明らかにする。</p>